

令和6年度実施 神奈川県公立学校教員(神奈川県立特別支援学校における自立活動担当)採用候補者選考試験実施要項

神奈川県教育委員会

第1次試験 7月7日(日)

受付期間 4月17日(水)～5月9日(木) (郵送は5月2日(木)まで)

インターネット申込み ・・・ 5月9日(木) 午後5時まで(注 P 3～4 参照)

提出先 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会教育局行政部 教職員人事課 教職員採用グループ

連絡先 電話 045-210-8190(直通)

ホームページアドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/y4g/cnt/f7272/>

1 趣旨

この選考試験は、令和7年度採用予定の神奈川県公立学校教員(神奈川県立特別支援学校における自立活動担当)採用候補者を決定するために実施するものです。

2 募集対象・募集人員

(1) 校種等 特別支援学校における自立活動担当

(2) 募集職種・人員 作業療法士、臨床心理士、看護師 若干名

3 担当する主な業務内容

(1) 作業療法士、臨床心理士

ア 自立活動の指導への指導助言等

イ 個別教育計画の作成・評価への参加等

ウ 地域の小中学校への巡回相談等による教育相談への対応

(2) 看護師

ア 幼児・児童・生徒に対する健康の保持、心理的な安定の指導等

イ 個別教育計画の作成・評価への参加等

ウ 医師の指示に基づく、幼児・児童・生徒に対する吸引、経管注入、導尿等の医療ケアの実施等

エ 保護者、教員等からの看護に関する相談への対応等

4 受験資格

次の(1)～(3)を全て満たし、かつ(4)又は(5)のいずれかに該当する人

(1) 昭和39(1964)年4月2日以降に出生した人

(2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない人(P 7を参照)

(3) 作業療法士の場合は作業療法士の資格、臨床心理士の場合は臨床心理士の資格を有し、その資格に基づく職務経験が出願時に3年以上(※)ある人

看護師の場合は看護師の資格を有し、看護師の資格に基づく、重症心身障害児の臨床経験(一般的な小児病棟等は不可)が出願時に3年以上(※)ある人

※ 勤務形態による職務経験年数の換算については、P 7を参照

(4) 特別支援学校自立活動教諭免許状を所有している人又は令和7年3月31日までに取得見込みの人

(5) 教育職員免許法第5条第3項に規定する特別免許状の申請が可能な人(P 6を参照)

5 選考試験日、会場及び内容

(1) 第1次試験

ア 試験日 令和6年7月7日(日)

イ 集合時刻(厳守) 受験票に記載してお知らせします。

※ 集合時刻までに受験票で指定した試験会場の建物に入場していない場合は受験ができません。

ウ 会場 6月下旬に発行される受験票で会場を指定しますが、自然災害等のやむを得ない都合により会場を変更する場合があります。その際は、ホームページでお知らせします。

エ 試験の種類等

(ア) 一般教養試験(30分) (マークシートによる解答)

人文・社会・自然科学等に関する一般教養試験

(イ) 論文試験(60分)

特別支援教育(自立活動担当)に関するテーマによる論文(800字程度)

※ 論文試験は第2次試験ですが、第1次試験受験者全員に実施し、第1次試験合格者のみ採点します。

※ 論文の評価の観点は6月上旬にホームページで公開する予定です。

(2) 第2次試験

ア 試験日 8月5日(月)～16日(金)

※ 該当する期間内の1日を予定しています。

※ 自然災害等のやむを得ない都合により日程を変更する場合があります。その際は、ホームページでお知らせします。

イ 集合時刻(厳守) 第1次試験合格者に通知します。

※ 集合時刻までに試験会場の受付に来ていない場合は受験ができません。

ウ 会場 第1次試験合格者に通知します。

エ 内容

(ア) 論文試験(第1次試験日に実施)

(イ) 個人面接

※ 個人面接の評価の観点は7月中旬にホームページで公開する予定です。

6 選考結果の発表

(1) 日時(予定)

第1次試験 令和6年7月25日(木) 午前10時

第2次試験 令和6年9月19日(木) 午前10時

(2) 場所

神奈川県庁新庁舎2階 県政情報センター

※ 選考の結果は、第1次試験、第2次試験ともに、各日程の試験を全て受験した受験者全員に、合否にかかわらず郵送で通知します。なお、いかなる理由があっても、選考試験を欠席、途中棄権した場合は合否判定の対象とせず、選考結果の通知はしません。

※ 第1次試験、第2次試験ともに、電話による選考結果についての問合せには応じません。

※ 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験のホームページでも発表日の午前10時から1週間、合格者の受験番号を掲示します。なお、システムの都合上、掲示開始時刻に誤差が生じる場合があります。

※ 選考結果の発表において、自己の情報(校種等・職種、受験番号)を掲載してほしくない人は、7月11日(木)までに、その旨を記した自筆の文書をP1の提出先に郵送してください。

7 試験結果の開示

第1次試験及び第2次試験の試験の種類ごとの得点を、それぞれの選考結果通知書に掲載して郵送します。なお、個人情報の保護に関する法律第77条に基づいて、保有個人情報の開示請求を利用する場合は、神奈川県のホームページを御確認ください。

8 特別免許状の授与

「4 受験資格」(5)に該当する第2次試験合格者は、教育職員検定に合格することにより特別免許状が授与されます。

※ 特別免許状は、教育職員検定に合格した人に授与されるもので、教育職員検定とは、受験者の人物、学力、実務及び身体の各項目について書類審査を行い、合否を判定するものです(教育職員免許法第6条第1項)。

9 健康審査

採用にあたっては、教職員健康審査会で健康審査を行い、「適」の判定を受けることが必要です。健康上の理由により、その職に耐えられないと認められたときは、採用されません。

10 採用

- (1) 採用候補者名簿に登載され、所定の様式で神奈川県への就職を希望する意向を示した人は、令和7年4月1日付けで採用され、神奈川県立の特別支援学校に配属となる予定です。
- (2) 受験資格の要件が満たされない場合や、わいせつ行為等の教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合、受験申込書等の内容に重大な虚偽が判明した場合は、採用候補者名簿から削除され採用されません。
- (3) 令和4年7月1日に教員免許更新制は廃止されました。既に他の校種等・教科の教員普通免許状を所有している場合は、お持ちの教員免許状の有効性を確認の上、失効している場合は再授与申請を行ってください。免許更新制等により令和7年3月31日までにその所有する教員免許状の更新等ができないと採用されませんので、御注意ください。
- (4) 日本国籍を有しない人は、任用期限を付さない常勤講師としての採用となります。

11 申込手続

(1) インターネット(e-kanagawa電子申請)による申込み

ア 受付期間等

令和6年4月17日(水)午前10時から令和6年5月9日(木)午後5時まで

- ・インターネット申込受付期間内に申込みが完了し、内容に不備がなく受理された申込みを有効とします。
- ・e-kanagawa電子申請の利用にあたっては、必ずe-kanagawa電子申請の「初めて利用する方へ」のページ(<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/help/PREFKN/portal/contents/firstTimeUse.htm>)を確認してください。
- ・e-kanagawa電子申請の操作方法に関する問合せは、e-kanagawa電子申請センターで承ります。

- | |
|--|
| ① 電 話 : 0120-464-119 (平日午前9時～午後5時) |
| ② 携帯電話 : 0570-041-001 (平日午前9時～午後5時) |
| ③ ファクシミリ : 06-6455-3268 (原則24時間) |
| ④ WEBフォーム : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/inquiryForm/inputInquiryForm_initDisplay.action (原則24時間) |

※ ③④について営業日外に到着したものは、翌営業日以降の回答になります。

- ・使用されるパソコン関連機器（以下「パソコン等」という）や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・システム機器の保守点検等によりシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。
- ・パソコン等の動作環境については、e-kanagawa電子申請の「動作環境」のページ(<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/help/PREFKN/portal/contents/operatingEnvironment.htm>)を確認してください。

必ず、神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験のホームページで要件や手順を確認しながら申込みを行ってください。 [URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/y4g/cnt/f7272/>]

後日、受験票及び受験者確認票を印刷する必要がありますので、受験申込みは、必ず印刷が可能な環境にあるパソコン、スマートフォン等から行ってください。携帯電話からの申込みはできません。

操作しない時間が30分を超えるとセキュリティ保護のためタイムアウトとなります。入力内容は保持されず、再操作が必要となりますので御注意ください。

イ 申込方法

(7) 利用者IDの登録

- a 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験のホームページからe-kanagawa電子申請の利用者ID登録画面にアクセスし、手順に従って利用者IDを登録してください。
- b 登録した「利用者ID」及び「パスワード」は、受験申込みや志願者説明会の参加申込み等e-kanagawa電子申請を利用するにあたり必要となりますので、**次のメモ欄に必ず控えてください。**

必ず御記入ください

※ 受験申込みや志願者説明会の参加申込み等e-kanagawa電子申請を利用するにあたり必要となります。

利用者ID		パスワード	
-------	--	-------	--

(イ) 受験申込み

- a 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験のホームページからe-kanagawa電子申請の申込画面にアクセスし、手順に従って申込みを行ってください。
- b 申込みには「実務に関する経歴書」の添付が必要です。あらかじめ様式を神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験のホームページからダウンロードし、必要事項を記入して完成させ、パソコン上に保存してから、手続を開始してください。添付ファイルのファイル名は、変更しないでください。
※ 「実務に関する経歴書」についてはP 5の「ウ 提出資料等 (I) 「実務に関する経歴書」」を必ずご確認ください。
- c 申込みが完了すると「整理番号」及び「パスワード」が表示されます。受験票及び受験者確認票を取り出すときや「申込内容照会」をするときなどに必要となりますので、内容を確認の上、「印刷」又は「保存」をして、下のメモ欄にも必ず控えてください。

入力後、画面上に「整理番号」「パスワード」が表示されると、申込みが完了したことになります。
申込みが完了していない場合は、受験することができません。

必ず御記入ください

※ 受験票及び受験者確認票を取り出すときや「申込内容照会」をするときなどに必要となります。

整理番号		パスワード	
------	--	-------	--

ウ 受験票及び受験者確認票について

(7) 受験票及び受験者確認票は、6月下旬にe-kanagawa電子申請に登録されます。登録完了は、電子メールでお知らせしますので、利用者ID・パスワードを使ってe-kanagawa電子申請にログインして受験票等(PDF)をダウンロードし、必ず白色・無地のA4用紙に印刷してください。ログインをせずにe-kanagawa電子申請の「申込内容照会」から整理番号・パスワードを使って受験票等(PDF)をダウンロードすることもできます。6月27日(木)までに電子メールが届かない場合は、P 1の連絡先まで御連絡ください。

※ 利用者ID・パスワードまたは整理番号・パスワードの紛失及び印刷環境のトラブル等で受験票が印刷できない場合については、一切責任を負いません。

- (1) 印刷した受験票と受験者確認票は、切り取り線で切り離し、両方に同じ写真を貼り、必要事項を記入して、第1次試験当日に持参してください。受験者確認票は、第1次試験当日に回収します。受験票及び受験者確認票に貼る写真は、令和6年4月1日以降に撮影した、縦4cm、横3cm、上半身、脱帽、正面向きのもので、裏面に氏名と「自立活動担当」と書いてから貼ってください。また、第2次試験で同一の写真をさらに1枚使用するため(面接カード貼付用)、計3枚が必要になりますので用意しておいてください(各自保管)。

(2) 郵送による申込み

ア 受付期間

令和6年4月17日(水)から令和6年5月2日(木)まで(令和6年5月2日の消印まで有効)

イ 受験申込書等の記入について

受験申込書の記入の際には、「受験申込書記入要領」を参照の上、必要事項を漏れなく記入してください。

また、受験者カード及び実務に関する経歴書については、別紙記入例を参照してください。

ウ 提出書類等

(ア) 「受験申込書」

(イ) 必要事項を記入した上記(ア)「受験申込書」の写し 1部

※ A4用紙で等倍率の複写をしてください。

(イ) 「受験者カード」

(エ) 「実務に関する経歴書」

※ 合格後(10月中旬以降)に所定の様式で職歴証明書を提出していただきます。受験申込時に申告した内容及び提出された職歴証明書の内容が、資格要件を満たさないと判断された場合は、採用候補者名簿から削除され、採用されません。あらかじめ、証明を受ける施設等から資格要件を満たしていることが確認できる内容の職歴証明書が発行されることを確認しておいてください。

勤務していた施設等が統廃合等により無くなっている場合は、その組織を引き継いでいる施設等から証明を受けられることを確認しておいてください。職歴証明書を発行できる施設等がない場合は、受験資格を満たさないこととなり、採用されません。資格要件は職歴証明書のみをもって確認しますので、年金の加入記録等は受け付けません。

(オ) 「返信用封筒」(受験票送付用)

・【長形3号】規格(120mm×235mm)

・84円分の郵便切手貼付

・受験票の送付先(郵便番号、住所及び氏名)を明記

※ 必ず、提出書類一式の写しをとり、本人控え用として保管しておいてください。

エ 申込方法

提出書類等を【角形2号】規格(縦332mm×横240mm)の封筒に入れ、P1の提出先まで郵送してください(持参不可)。

封筒の表に「受験申込書在中」、「自立活動担当」と大きく、はっきりと朱書きしてください。「(簡易)書留」によらない郵便の事故等については、一切考慮しません。

※ 受験申込みに必要な書類等に不備や不足がある場合は、受付できません。申込記入事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがありますので、正確に記入してください。なお、この試験において提出された書類等は一切返却しません。

オ 受験票及び受験者確認票の発送

受験票及び受験者確認票は、6月下旬にウ(オ)「返信用封筒」(受験票送付用)により郵送します。6月27日(木)までに受験票及び受験者確認票が届かない場合は、P1の連絡先まで御連絡ください。

なお、受験票と受験者確認票は、切り取り線で切り離し、両方に同じ写真を貼り、必要事項を記入して第1次試験当日に持参してください。受験者確認票は、第1次試験当日に回収します。受験票及び受験者確認票に貼る写真は、令和6年4月1日以降に撮影した、縦4cm、横3cm、上半身、脱帽、正面向きのもので、裏面に氏名と「自立活動担当」と書いてから貼ってください。また、第2次試験で同一の写真をさらに1枚使用するため(面接カード貼付用)、計3枚が必要になりますので用意しておいてください(各自保管)。

12 障がいのある人の受験について

障がいのある人で、受験に際して特に配慮を希望する場合は、申込みと同時にP1の連絡先へ連絡してください。

13 参考

○教育職員免許法第5条に規定する特別免許状の授与関係

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 (略)
- 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
 - 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者
- 5 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聽かなければならない。
- 6 (略)
- 7 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○勤務形態による職務経験年数の換算について

非常勤で勤務の場合は、次の表を目安にして職務年数を換算してください。

不明な点がある場合は、必ずP 1の連絡先まで御相談ください。

週勤務日数	週担当時間	換算率
6日	15時間以上	1／1
5日	12時間～14時間	5／6
4日	9時間～11時間	2／3
3日	6時間～8時間	1／2
2日	3時間～5時間	1／3
1日	2時間以下	1／6

(例) 「実務に関する経歴書」記入例(別紙参照)の場合の換算

2018年6月10日～2019年3月25日 9月 非常勤 週5日 週10時間 9月×5/6 ⇒ 7月

2019年4月1日～2020年3月25日 11月 非常勤 週3日 週10時間 11月×2/3 ⇒ 7月

2020年4月1日～2021年3月25日 11月 非常勤 週3日 週5時間 11月×1/2 ⇒ 5月

2021年4月1日～2022年3月25日 11月 常勤 11月×1/1 ⇒ 11月

2022年4月1日～2024年4月24日 24月 非常勤 週3日 週9時間 24月×2/3 ⇒ 16月

合計は、7月+7月+5月+11月+16月=46月(3年10か月)となります。

なお、週勤務日数と週担当時間は、換算率が高い方をとり、経験年数及び換算して生じた1月に満たない期間は、切り捨てとなります。